

★予防接種をおすすめします★ それぞれ対象者には通知しています。

●B 型肝炎ワクチン接種

10月1日から子どものB型肝炎ワクチンが定期予防接種になりました。

【対象者】 ・平成28年4月1日以降に出生した生後1歳未満（誕生日の前日）までのお子さん。
ただし、母子感染予防の為にB型肝炎ワクチンの投与を受けた方は対象外となります。

【接種回数】 3回接種 1歳未満（誕生日の前日まで）
・初回接種から27日以上の間隔をあけて2回目を接種。
・3回目は、1回目接種から139日以上間隔をあけて接種。

【接種費用】 無料

☆1歳の誕生日の前日までに3回目が終わるように、特に3回目の接種は1回目の接種から139日以上間隔が必要です。その為1回目の接種を早めに接種しましょう。

☆平成28年4月1日生まれのお子さんは、平成29年3月31日までに3回目が終わるように早めに接種しましょう。平成29年4月1日には1歳になり対象外（有料）となります。

☆同時接種も可能ですので医師と相談して接種しましょう。

●MR(麻しん・風しん) 予防接種1期・2期

【対象者】 第1期：1歳～2歳未満のお子さん（1歳の誕生日から）

☆1歳になったら早期の免疫獲得のため、早めに接種しましょう。

第2期：5歳～7歳未満で、小学校入学前の1年間（幼稚園最年長児）

☆幼稚園最年長児で小学校入学前の平成29年3月31日迄です。平成29年4月1日以降は小学生となり、公費では受けられません。免疫獲得の為、早めに接種しましょう。

【接種費用】 無料

※対象者は、公費で受けられる最後の機会です。早めに接種しましょう。

☆麻しんは接種率95%を超えないと流行を防ぐことができません。感染力が非常に高く、重症の場合脳炎を起こすこともあります。1人が発症すると学校閉鎖になりかねません。

●高齢者インフルエンザ予防接種

【対象者】 ①65歳以上の方。（65歳の誕生日から）

②60歳～64歳の方で、心臓、じん臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルス等の疾患で身体障害者手帳1級相当の方。

【接種費用】 無料

☆実施期間は平成28年10月1日～平成29年2月28日までです。期間を過ぎると定期予防接種として接種できなくなりますのでご注意ください。

●高齢者肺炎球菌ワクチン接種

【定期の対象者】 ①平成28年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方。

②60歳～64歳の方で、心臓、じん臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルス等の疾患で身体障害者手帳1級相当の方。

【接種費用】 無料

※平成29年3月31日を過ぎると定期予防接種として接種できなくなりますのでご注意ください。

【75歳以上で定期の対象年齢以外の方】 高齢者肺炎球菌予防接種の一部費用助成を行います。

【接種費用】 自己負担3,000円で、差額分を助成いたします。

※これまでに高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は対象外です。

☆接種を希望される方はご連絡下さい。

★何か分からないことがございましたら、保健福祉課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 健康づくり班 ☎889-7381（ちむぐる館内）



平成29年度 町立・認可保育園(所)等児童申込受付

4月入所

一次審査受付期間 11月7日(月)～30日(水)

申込書類配布・
受付場所 新規児童：役場こども課(1階)
継続児童：町立保育所、各認可保育園、地域型保育施設

必要書類を揃えてご提出ください。
詳しくは、入所案内冊子にてご確認ください。書類の不備等がある場合は受付できません。
※書類は町ホームページからもダウンロードできます。

対象児童
①南風原町に住所を有し、集団保育が可能な児童（0歳児は出生届提出後であること）
②両親及び同居親族が、就労等の理由で「保育を必要とする状態」と判断できる児童
③平成29年度中に就労または、職場復帰等の入所基準に該当する児童
※障がい児保育を希望する場合は、必ず医師からの診断書等を添えてお申し込みください。

受付時間：土日・祝日を除く 8時30分～17時15分
※一次審査受付期間以降の受付は、二次審査分としての受付となります

H29年度中に
認可保育園
2園開設予定です

町内の保育所数…公立保育所1ヶ所・法人(認可)保育所11ヶ所・
地域型保育施設3ヶ所

【お問い合わせ】 こども課 子育て支援班 ☎889-7028



臨時福祉給付金の申請はお済みですか。



平成28年度臨時福祉給付金

【支給額】
支給対象者1人につき 3千円(1回限り)

【支給対象者】 平成28年度分の住民税が課税されていない方
※住民税の課税者の扶養となっている方や生活保護受給者などは除きます。

障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

【支給額】
支給対象者1人につき 3万円(1回限り)

【支給対象者】 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、
平成28年5月分の障害年金や遺族基礎年金等を受給している方
※高齢者向け給付金(3万円)を受給した方は除きます。

【申請期限】 12月28日(水)まで

【必要書類】

①申請書(氏名、電話番号を記入し、押印してください)
②運転免許証または健康保険証(後期高齢者被保険者証)の写し(対象者全員分)
③新たな口座へ振込を希望する場合は、通帳がキャッシュカードの写し
※返信用の封筒で返送または、役場2階⑦番窓口へ提出してください。

給付金を装った
「振り込め詐欺」や
「個人情報の詐取」
にご注意ください。

【お問い合わせ】 申請方法に関すること/こども課 臨時福祉給付金対策室 ☎851-3989
制度に関すること/厚生労働省 給付金専用ダイヤル ☎0570-037-192